

令和5年 第9回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和5年8月10日(木)																		
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室																		
開議	午前11時00分～午前11時20分																		
応招委員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">1番 檜山 幸子</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 45%; text-align: center;">7番 田淵 智之</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2番 山中 幸子</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">8番 北山 政士</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3番 難波 基訓</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">9番 近藤 克己</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4番 柳井 正信</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">10番 川口 肇司</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5番 正影 博一</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">11番 竹下 桂輔</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6番 河中 司</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td></td> </tr> </table>	1番 檜山 幸子		7番 田淵 智之	2番 山中 幸子		8番 北山 政士	3番 難波 基訓		9番 近藤 克己	4番 柳井 正信		10番 川口 肇司	5番 正影 博一		11番 竹下 桂輔	6番 河中 司		
1番 檜山 幸子		7番 田淵 智之																	
2番 山中 幸子		8番 北山 政士																	
3番 難波 基訓		9番 近藤 克己																	
4番 柳井 正信		10番 川口 肇司																	
5番 正影 博一		11番 竹下 桂輔																	
6番 河中 司																			
不応招委員																			
出席委員数	11名																		
欠席委員数	0名																		
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貴之 (産業観光課 特命参事) 課長補佐 片田 篤志 (産業観光課 課長補佐) 主任 山崎 裕司 (産業観光課 主任)																		

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第12号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	報告第13号 農地改良届の受理について
日程第5	報告第14号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届の受理について
日程第6	議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第41号 非農地証明願について
日程第8	議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第10	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	3番 難波 基訓 4番 柳井 正信

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	<p>ただいまの出席委員は、11名のうち11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第9回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、3番 難波 基訓 委員、4番 柳井 正信 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。</p> <p>おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思っております、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の43番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>令和5年第9回農業委員会議案2ページをお開きください。</p> <p>報告第12号 農地法18条第6項の規定による解約について。</p> <p>番号43、所在、●●、田、739㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。以上、1件です。</p>
会長 川口	<p>日程第4 報告第13号 農地改良届の受理について、この報告の1番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>議案3ページをお開きください。</p> <p>報告第13号 農地改良届の受理について。</p> <p>番号1、所在は、●●、田、他計2筆、1,000㎡。申請人、●●。</p> <p>転用用途は、苗床、転用事由、水稻の苗を並べたが、下が軟弱で水はけも悪く台車等が入らないため、土砂で頑丈にしたい。一時転用期間は、工事期間の令和5年11月1日から令和5年12月31日まで。以上、1件です。</p>
会長 川口	<p>これは、苗床を置く土を入れたやつは、一時転用になる？</p>

主任 山崎	工事の期間を一時転用とするものです。
会長 川口	その後はそのまま置いておくということ。
主任 山崎	苗床も農地の扱いになりますので、地目は変わらないままで農地として。
会長 川口	ということで、はい。 日程第5 報告第14号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届の受理について、この報告の2番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案4ページをお開きください。 報告第14号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届の受理について。 番号2、所在は、●●、田、839㎡のうち、195㎡。申請人、●●。転用用途、農機具庫、転用事由、農作業の効率化を図るため、農地の隣接地に農機具庫を新設するもの。以上、1件です。
会長 川口	これをもって、報告を終わります。 日程第6 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の49番から57番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案5ページをお開きください。 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について。 番号49、所在、●●、田、739㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。取得後の耕作面積、15,002㎡、通作距離、0.5km、農機具、トラクター1台、田植機1台。 番号50、所在は、●●、畑、834㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。取得後の耕作面積、3,607㎡、通作距離、10.0km、農機具、耕うん機1台、草刈機1台。 番号51、所在は、●●、畑、1,129㎡。譲渡人、●●、譲受人は、●●。取得後の耕作面積、10,174㎡、通作距離、0.2km、農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。 番号52、●●、田、他計2筆、345㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。取得後の耕作面積、12,184㎡、通作距離、20.0km、農機具、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台。 番号53、所在は、●●、畑、627㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。

	<p>取得後の耕作面積、18,726㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台。</p> <p>番号54、所在は、●●、田、他計3筆、2,061㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。取得後の耕作面積、6,007㎡、通作距離、2.0km、農機具、トラクター1台、田植機1台、草苧機1台。</p> <p>番号55、●●、田、他計2筆、1,435㎡。譲渡人、●●、譲受人は、●●。取得後の耕作面積、6,007㎡、通作距離、2.0km、農機具、トラクター1台、田植機1台、草苧機1台。</p> <p>番号56、●●、田、672㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。取得後の耕作面積、6,007㎡、通作距離、2.0km、農機具、トラクター1台、田植機1台、草苧機1台。</p> <p>番号57、所在は、●●、畑、他12筆、10,545㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●。取得後の耕作面積、13,797.1㎡、通作距離、4.6km、農機具、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、コンバイン1台。以上、9件です。</p>
会長 川口	これは、売買か、相続かなんかいうのは全部、言うようになってないかな。それは書いとるんじゃけん、報告、書いとるんならそれ渡して終わりでええがな。
事務局長 角田	今度から読み上げます。
会長 川口	それは絶対必要な、部分じゃけんせにやいけん。
事務局長 角田	ここを読み上げるようにいたします。
会長 川口	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>(発言なし)</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います、質疑はありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。

<p>事務局長 角田</p>	<p>よって議案４０号 農地法第３条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。</p> <p>日程第７ 議案第４１号 非農地証明願について、この議案の３１番から３７番までの案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p> <p>議案８ページをお開きください。</p> <p>議案第４１号 非農地証明願について。</p> <p>番号３１、所在は、●●、田、他計２筆、729 m^2。判定地目、山林原野、利用状況、農地の水分量が多く耕作不適であり、１０年以上耕作をしておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。</p> <p>番号３２、所在は、●●、畑、48 m^2。判定地目、宅地、３０年前から自宅の庭の一部として使用し耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。</p> <p>番号３３、●●、田、他計５筆、$5,547\text{ m}^2$。判定地目、山林原野、利用状況、３０年前に植林をして、耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。</p> <p>番号３４、所在は、●●、田、16 m^2。判定地目、宅地、利用状況、３０年前に建物を建て、宅地として使用しており、農地として使用できないため。申請人、●●。</p> <p>番号３５、所在は、●●、台帳地目は畑、352 m^2。判定地目、宅地、利用状況、４０年前に倉庫を建設し、耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。</p> <p>番号３６、所在は、●●、田、419 m^2。判定地目、宅地、利用状況、５０年前に家を建て、宅地の一部として、使用しており、耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。</p> <p>番号３７、所在は、●●、田、29 m^2。判定地目、宅地、利用状況、５０年前に家を建て、宅地の一部として、使用しており、耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。</p> <p>去る７月２８日、非農地証明事務要領による現地確認、および航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。</p> <p>その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>(発言なし)</p>

委員	<p>追加説明なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます。 よって議案第41号 非農地証明願については承認することに決定しました。</p> <p>日程第8 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について、この案件の22番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>議案10ページをお開きください。 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について。 番号22、所在は、●●、地番、●●、田、他計2筆、2,330㎡。 貸人、●●、借人、●●。転用用途、露天資材置場、転用事由、現在使用している資材置場等は、すでにスペースがなく、申請地を借り受け、露天資材置場として整備を行うため。以上、1件です。</p>
会長 川口	<p>本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長 9番 近藤委員。</p>
近藤 委員	<p>この件につきまして、先ほど農地部会の方で現地確認をさせていただきました。問題がないということで報告をいたします、以上です。</p>
会長 川口	<p>本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑無しと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます。 よって議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請についての件</p>

<p>事務局長 角田</p>	<p>は、承認することに決定しました。</p> <p>日程第9 議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます。</p> <p>議案11ページをお開きください。</p> <p>議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>権利種別、貸借権設定、再設定3筆、4,050㎡、以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑を行います、質疑はありますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>日程第10 その他について、その他協議事項はありますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。</p> <p>会議を閉会します、これにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。</p> <p>これにて、令和5年第9回鏡野町農業委員会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。(散会)</p>